号外第六十七号

日

平成十五年

十一月十一日

曜

火

選挙管理委員会次

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

次のように定める。 山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程を

平成十五年十一月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石

道 夫

山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規

第一条 山梨県選挙事務取扱規程 (昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第二号)の 部を次のように改正する。

第十条中「不在者投票用外封筒」を「投票用封筒」に改める。

第十一条中「又は第三項第二号」を「又は第四項第二号」に改める。

第十三条第二項中「不在者投票用外封筒」を「投票用封筒」に改める。

第六号様式を次のように改める。

外 第六十七号 平成十五年十一月十一日

Щ

梨

県

公 報 号

第
六
号
様
式
$\overline{}$
県
の
選
挙
の
投
票
用
紙
の
様
式
$\overline{}$

注意

年

執

行

候。候。 補準補準

何 選 挙 者。者。 投 票

での な氏し い名い 者。は

Ø `

氏し欄が

名、内族 はに 書が入り か書が なく

> 山梨県選 挙管理委 員会之印

考 で票込け字 き」点式投れを用 ると字と票ば透紙 も印投す用な視は の刷票る紙らす折 としに°になるっ す、用 押いこた す。と場 る点い 。字る べが合 きでに で投 きお 選票 印 挙 用 ない は の紙 県 いて 紙、 種に 委 員 質な 類は を` 会 のる もべ 表 表 印 لح のく 示 面

すに

るっ

こ点

と字

が投

を外

使 部

用か

しら

な文

し

カュ

つ

刷

備

候補者氏名

いこ と

لح

Щ 梨 県 公 報 号 外 第六十七号 平成十五年十一月十一日

第八号様式中「不在者投票用内封筒」を「投票用内封筒」に、「不在者投票用外封

筒」を「投票用外封筒」に、「郵便投票」を「郵便等投票」に改める。

第二条 最高裁判所裁判官国民審查規程 (昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第四 号)の一部を次のように改正する。

し、かつ刷込式とする。」に改める。 第十条中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に、「を刷込式とする。」を「と

則

(施行期日)

1 この規程は平成十五年十二月一日から施行する。 (経過措置)

2 この規程による改正後の山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規 用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙及び施行日の前日 公示又は告示される選挙及び施行日以後初めてその期日を告示される審査について適 程の規定は、この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後初めてその期日を までにその期日を告示された審査については、 なお従前の例による。

山梨県選挙管理委員会告示第九十八号

次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

平成十五年十一月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

	米田建三を支援する	税理士による保坂	名
	る有志の会	武後援会	称
	井上 利男	田中寿雄	代表者氏名
小林	小林九十九	原田哲	会計責任者氏名
甲府市丸の内二 二六 五 丸幸ビル一階	甲府市中央二 五 二八 シャトーKOFU一階	甲府市中央二 一一 二三	主たる事務所の所在地
平成十五年十月十八日	平成十五年十月十四日	平成十五年十月十六日	設立年月日
平成十五年十月二十四日	平成十五年十月二十日	平成十五年十月十七日	届出年月日

発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第六十七号
丁目六番一号	平成十五年十一月十一日
印刷所の株サンス	子一日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	四